

# 意見陳述書

2019年3月4日

奈良地方裁判所 民事部1B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 白井啓太郎

原告らの第16準備書面では、憲法学者の西土彰一郎教授作成の「放送法遵守義務確認等請求事件意見書」等に基づいて、平成29年12月6日の最高裁大法廷判決を中心に最高裁判所の判例を概観し、有力な行政法研究者の見解を参照し、「受信契約者の法的地位」について検討したうえで、放送法4条1項各号の番組編集準則が国民の知る権利や参政権の実質的な充足を目的とする規定であることを明らかにしている。

憲法違反・人権侵害が問題となりうる本件については、証人尋問を含む十分な審理を尽くした上で、本案判決により、明確な判断が示されるべきである。

放送法4条1項との関連では、特に政治的に公平でない報道をすることや、意見が対立している問題について、多くの角度から論点を明らかにする報道をしないことによって、放送受信者の重大な権利が侵害されるほか、被告NHKの言論表現の自由を保障するという見地からも、同条項に定める義務は、放送受信者との関係において具体的な義務と解すべきである。

放送事業者が、自らの収益を追求するために、あるいは政府の意向に追随して、放送法4条1項各号に反する報道番組を放送することにより、受け手である視聴者は、本来受けるべき情報の提供を阻まれ、国民の政治的

思考形成、ひいては国民の投票行動に重大な影響を及ぼすことになる。放送法4条1項各号に反する放送がなされると、国民の投票の自由という民主主義の前提が著しく害される危険がある。

大阪地方裁判所平成21年3月31日判決（判タ1309号112頁）も、「原告らは国民として憲法21条により知る権利を保障されているところ、知る権利は、国民が選挙権の行使を通じて国政へ参加するに当たり重要な判断の資料を受領することを保障するものであって、民主制国家の存立の基礎を成す重要な権利といえることができる。他方で、前記のとおり、放送は、情報を音声、動画等により不特定多数の者（公衆）に同時に伝達するものであり、かつ、受信者において受信機を設置することにより容易にこれを受領することができるものであって、国民の知る権利に資するところが大きい反面、その社会的影響力も大きいものである。このような放送の性格等にかかんがみると、政治的に公平を欠く番組、事実を歪曲した報道又は意見が対立している問題について特定の角度からのみ論点を取り上げた番組が放送されるなど、放送法3条の2第1項に違反する内容の番組が放送されたような場合には、国政に関する国民の自由な意思の形成が妨げられ、その結果として議会制民主主義の根幹を成す選挙権の行使が事実上制約を受けるなどの重大な損害を被ることも考えられるところである。」と述べている。

被告NHKが負っている放送法第4条1項各号の公法上の義務は、国民の知る権利とともに選挙権という具体的な権利の保障に対応する義務であり、その性質は抽象的なものではなく、受信契約者に対して負うべき具体的な義務である。

また、原告らは、NHKと放送受信契約を締結している視聴者は、被告NHKに対し、放送法4条1項各号を遵守した内容の放送がなされる

ことを前提として、受信料を支払っており、かつ、放送法4条1項各号に違反する報道番組が放送なされた場合、選挙権行使が事実上制約を受けるなどの深刻な損害を受ける恐れがあるから、番組内容について最も関心を有し、かつ、最も影響を受けうる立場にある者として、NHKの放送法4条1項各号の公法上の義務を争うにあたって、もっとも適した利益状態にある。

原告らが、被告NHKに対し、放送法4条1項各号を遵守する公法上の義務があることの確認請求について、確認の利益が認められることは明白である。

西土教授の意見書も、『放送法4条1項の番組編集準則のうち、2号の「政治的公平」と4号の「多角的論点解明」は、国民の知る権利の具体的権利性を確認したもの』であるとし（甲101・10頁）、同条項に違反する報道番組が放送された場合、知る権利の侵害となると述べている。

国民の知る権利の具体的権利性を確認した放送法4条1項（特に2号と4号）に対応する具体的義務として、NHKが放送するニュース報道番組について同条項を遵守する義務を負うのは当然である。

冒頭で述べたとおり、国民の知る権利や参政権の実質的な充足を目的とする放送法4条番組編集準則の遵守義務が問題となっている本件については、証人尋問を含む十分な審理を尽くした上で、本案判決により、明確な判断が示されるべきである。

以上